

「系列会社についての調書」について（Q & A）

Q 1： 「系列会社」ってどのようなものですか？

A 1： 一会社が他の会社の意志決定に影響がある場合等、資本的関係、人的関係にある会社同士を「系列会社」とします。別紙の〔雲仙市発注の建設工事における系列会社の同一入札への参加制限について〕〔「系列会社についての調書」の提出について〕をご参照ください。

Q 2： 該当する系列会社がない場合は、「系列会社についての調書」の提出はしなくてよいですか？

A 2： 本調書は「雲仙市入札参加資格審査申請書」の一部となりますので、必ず記載して提出してください。提出がない場合は「雲仙市入札参加資格審査申請書」の書類不備の取扱いとなり、受付ができません。

Q 3： 系列会社がない場合の、記載項目は「1.申請者(貴社に関する事項)」のみでよろしいですか？

A 3： 「1.申請者(貴社に関する事項)」と「2.系列会社に関する事項」の「(1)系列会社の有無」で“無”を で囲んでください。以下空欄となります。

Q 4： 調書に会社印又は代表者印は必要ですか？

A 4： 必要ありません。

Q 5： 親会社になる会社の「系列会社」欄に子会社を記載すれば、子会社となる会社の「系列会社」欄には親会社をあえて記載しなくてもよいですか？どちらか一方に記載すればよいのですか？

A 5： お互いに「系列会社」かどうかを把握することを目的としておりますので、双方の調書の「系列会社」欄に記載してください。

Q 6： 「入札参加資格審査申請書」提出時、営業所（支店）に委任するため、併せて委任状を提出していますが、「1.申請者(貴社に関する事項)」欄には受任営業所（支店）名で記載するのですか？また、同様に「系列会社」欄にも受任営業所（支店）名を記載するのですか？

A 6： 「申請者(貴社に関する事項)」及び「系列会社」欄に記載する会社は、「入札参加資格審査申請書」を提出している「本社」名でお願いします。

Q 7： 「系列会社」に該当する会社が、雲仙市に「入札参加資格審査申請書」を提出していませんか。その場合にも「系列会社」欄には記載が必要ですか？

A 7： 雲仙市の入札参加資格を有する業者の中で、お互いに「系列会社」かどうかを把握することを目的としておりますので、雲仙市へ入札参加資格の無い会社は、今回の「系列会社」の対象となりませんので記載の必要はありません。

Q 8 : 当初の調書に記載している内容に変更が生じた場合、いつまでに変更調書を提出しなければなりませんか？

A 8 : 変更が生じた日から 2 週間以内で速やかに提出をお願いします。また、変更登記等で遅れる場合であっても、先に変更調書を提出してください。

Q 9 : 代表者の変更により、入札参加資格審査申請書の変更届を提出する際、当然ながら「系列会社についての調書」に記載している代表者名も変更になります。入札参加資格審査申請書の変更届のみの提出でよろしいでしょうか？

A 9 : 当初提出いただいた「系列会社についての調書」に変更が生じた場合には、必ず「系列会社についての変更調書」を提出してください。

Q 10 : 同系列会社の同一入札参加制限はいつから適用されるのです？

A 10 : 平成 2 0 年 4 月 1 日以降に入札公告又は執行通知を行う入札から適用します。

Q 11 : 誤って同系列会社が入札に参加した場合、その者がした入札はどうなるのでしょうか？

A 11 : 同系列会社の基準に該当する複数の者のした入札は、入札に関する条件に違反した入札として雲仙市契約規則第 1 1 条に基づき、無効として取り扱います。ただし、同系列会社に該当する者が、入札執行（応札前）までの間に基準に該当する事に気づき、一者を除く全てが入札を辞退した場合には、残る一者の入札は無効となりません。

虚偽等により入札を行い、落札に至った者及びその入札に参加した同系列会社に該当する者は指名停止措置の対象となりますのでご注意ください。

【お問い合わせ】

雲仙市総務部管財課契約管財班

TEL 0 9 5 7 - 3 8 - 3 1 1 1 (代) FAX 0 9 5 7 - 3 8 - 3 5 1 4